業者各位

契 約 課

和歌山市企業局余裕期間制度の実施について(通知)

このことについて、和歌山市企業局が発注する建設工事の一部において、受注者の円滑な工事施工体制の確保及び施工時期の平準化を図るため、余裕期間制度による契約方式を導入しますので、お知らせします。

1 余裕期間制度 (別紙【余裕期間制度のイメージ】参照)

発注者が工期の始期日を指定する(発注者指定方式)、又は受注者が工期の始期日を選択できる(任意着手方式)制度となる。

余裕期間は、契約締結日から着工日の前日までの期間で、余裕期間内は、現場代理人及び 監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うこと ができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期 間内に行う準備は受注者の責により行うことができる。

2 制度の効果 (別紙【余裕期間制度のイメージ】参照)

受注者の円滑な工事施工体制の確保、施工時期の平準化、入札不調対策

【発注者指定方式】

例) 施工時期が限定される河川工事 など

【任意着手方式】

例)新技術や特殊工法等を採用する工事、材料手配等の困難が想定される工事、大規模 な仮設を含む工事 など

3 適用

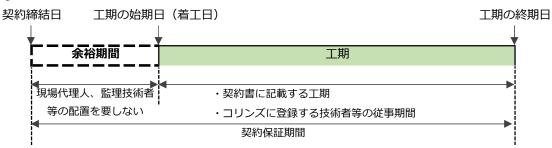
令和3年4月1日以降に公告する工事(対象工事は、「特記仕様書」及び「入札公告」に明示します。)

4 その他

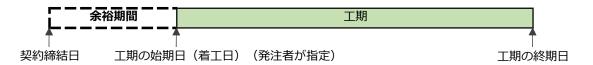
実施要領等は、和歌山市の制度の「市」を「企業局」に、「市長」を「管理者」に読み替える等により準ずるものとしますので、和歌山市ホームページ(入札・契約(建設工事・建設コンサルタント業務 → 要綱・基準等)を参照してください。

余裕期間制度のイメージ(参考)

1 制度のイメージ



【発注者指定方式】 発注者が工期の始期日をあらかじめ指定する方式

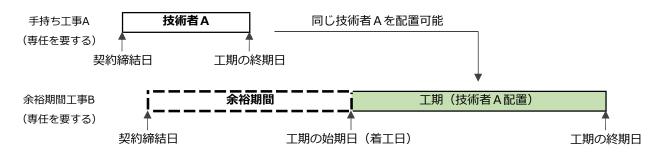


【任意着手方式】 受注者が工期の始期日を選択できる方式



2 余裕期間制度の効果(参考)

【例①】受注者の円滑な工事施工体制の確保(受注者の計画的な工事受注)



【例②】発注時期や施工時期の平準化(入札不調対策)

発注者指定方式等の活用により早期発注が可能となる

